

香川県立文書館

収蔵文書目録

第八集

讃岐国大内郡松原村

正木家所蔵文書目録

香川県立文書館

## 解題

一 正木家所蔵文書の伝来と整理の方針  
この目録所収の文書は、香川県大川郡白鳥町松原（現 東かがわ市松原）在住の正木英生氏より数度にわたり、寄託を受けたものである。

正木氏は、中学・高校生の頃、当時郷里香川県に帰郷していた故猪熊信男氏に古文書についての指導を受けていた。その後、長く東京に居住していた間に、東京・京都・大阪等の古書店より文書の購入・収集を続け、また一方では香川県が置原百年記念として『香川県史』を刊行する際に調査員として東京周辺の史料調査を担当し、香川県立文書館設立後は同館資料調査委員に名を連ねた。これらの関係から、その所蔵文書を逐次当館に寄託してきた。

このたび、これら貴重な文書を一般の方々の利用に供するべく冊子目録として刊行することになった。

### 二 近世の公家

近世の公家は、その家格により官位昇進の極官（到達しうる限度）が定められていた。家格は、（一）摂家・清華家・大臣家・羽林家・名家に属する家とその他の家（半家）。（二）慶長以前から存在し、それ以後も存在している旧家と、近世以後設立の新家。（三）禁裏小番における内々と外様の違いなど、種々の区分基準が

あつた。

摂家

摂政・関白を世襲とした家。摂籠家、執柄家ともいう。

清華家

累代大臣に昇り、近衛大将に任じられる家柄。

大臣家

近衛中・少将を経て、大・中納言に至るのを官途とする

羽林家

累代大臣に昇る家柄で清華家以外の家。

名家

弁官・蔵人を経て大納言に至る家柄。代々故実を伝承し、才識をもつて名を得ている家で、「和訓栄」には「名は功の意、有識才名をもて登庸あるを呼り」とある。

半家

右のいずれにも属さない家。

旧家

慶長以前から存続している家。

新家

朝廷行事の復興に従い、断絶したり衰微した公家の家を再興する気運が高まつたため、慶長以後、取り立てられて「堂上」となった家。

なお、この他に、一旦再興または取り立てられたが、その後再び

断絶した家や、幕末になつて人材の必要上取り立てられた家がある。

また、これら公家の家は、源氏の清華家など僅かな家を除き、その大部分が、「家礼」・「門流」と称し、いずれかの摂家に所属していた。

### 三 各文書群の概要

文書群については、目次のとおりであるが、それぞれの概要と收

集の経緯については以下のとおりである。収集の経過は「」内に記した。

### (一) 「高倉家旧蔵文書」

公家のうち、「半家」という家格に列せられる高倉家の文書である。全一〇七点の中で約半数が口宣案であるが、そのうち最古のものが天文二十二年(一五五三)高倉永家が大納言に任ぜられたときのもの。『諸家伝』高倉永家の項に「天文廿二年後正月十五日權大納言五十八歳 去々年以來度々武家執奏」とあり、『公卿補任』にもこれと同様の記事と「於家初例」との付記がある。高倉家にとって初めて大納言に昇つたことを示す記念すべき文書であるが、紙面

数箇所に血痕が飛び散つており、足利義藤(義輝)に従つて出奔するなどの記録のある永家の存在など、時代をしのばせる史料と言える。

天正三年(一五七五)の飛鳥井雅教の「伝授蹟図」は、相田二郎氏の『日本の古文書』にも天正十七年の飛鳥井雅継による同様の図が収められているように、とくに貴重である。なお、雅教は、雅継の父であり、この種の史料としては、古い部類のものである。

尾張徳川家の祖義知(後の義直)宛の叙從四位下、任右兵衛督の口宣案も含まれる。上卿の記入がなく、当時高倉永孝が權中納言であつたことから、これら叙從任官の上卿で蔵人の提出した口宣案の控が残つたものと思われる。(この二通の原本は、徳川黎明会に寄贈されたために、本所蔵文書には写真が所蔵されている。)

いわゆる、尊号事件に関する一件文書が一包ある。参議高倉永範が前大納言広橋伊光に勘文の書き方等について教えを乞うた往復の文書で、包紙の表に「寛政三年十一月七日閑院一品官可有尊号宣下否哉之間、各可申意見之旨現任公卿江被仰出、同年十二月十八日右所意以一封當番議奏中山前大納言附献上候事」と書き付けられている。

明治天皇の典侍高倉寿子に宛てた消息文が一通ある。円照寺宮伏見文秀、明治天皇の生母中山慶子と思われるもの等よりのものであるが、いずれも折紙で、書式は異なるものの、女房消息の趣を伝える優美な書状群である。

### 〔昭和五十二年十一月、東京神田の東京古典会大市にて落札〕

### (二) 「柳原家旧蔵文書」

公卿のうち、名家に列せられる柳原家の文書である。柳原家は、歴代、弁官・蔵人を経て大納言に昇る例であつたために宮中の諸事に精通し、江戸時代には『続史愚抄』を編修した紀光なども出たり、膨大な古記録を収藏する家であつた。この文書の内にも、『続史愚抄』の草稿の表紙とされていたものか、裏に「下草 龜山院 権大納言撰」と書かれた消息がある。

仁孝天皇・孝明天皇の綸旨も注目される。賀茂社や石清水社の臨時祭舞人を命ぜられたもの等であるが、いずれも宿紙に書かれ、文書としても重厚なものである。

他にも弁官としての職掌上受け取つた消息、伝宣消息、申文が多く

く、宮中の事務進行の実際を知るには良い史料と思われる。

また、播磨国清水寺と本山妙法院との間の支配関係に関する訴訟文書かと思われる一連の口上書類、江戸幕府の高家よりの書状、柳

原家が申次であった出雲大社よりの書状等、種々のものがある。江戸時代の公家文書の一端を示す興味深い文書群である。

〔昭和五十一年七月、東京上野の文行堂より購入〕

### (三) 「吉田家旧蔵文書」

神道をもつて宮中に仕えた吉田家の文書である。家格は半家。吉田家の文書は、戦後流出し、その大部分は天理図書館に収められているが、それに漏れたものの一部がこの文書である。

室町時代以降、吉田家の発給した宗源宣旨の控、全国各地より依頼されて書かれた祝詞の案文等、神道に関する文書が多く、なかでも祝詞案は、公卿の心中所願によるもの、地方の神社造営に関するもの等、種々の内容があり、神社の文書といいうものの残存することの少なさから考えて興味深い史料と思われる。

また、吉田家が伝承するト部・神道の伝書等があるのはもちろんであるが、白川雅光王の押印、白井接伝の署名のある伯家神道の切紙口伝を貼継いだものが二巻ある。吉田家で自家以外の口伝を収集したものであろう。

この他、吉田良長が家督を継承した直後に家中の諸役人へ示したと思われる長文の「申渡書」を始め、吉田家関係の記録の書写等もあり、神道という世に知られることの少ない部門の文書群として、

いずれも珍しいものと思われる。

〔昭和五十三年十一月、東京神田の八木書店より購入〕

### (四) 「二條家旧蔵文書」

摂関家の一つ、二條家に伝わった文書である。総数六一点のうち、日記の断簡が二点あるが、その文政五年（一八二二）のものには、將軍名代として上京した松平讚岐守（頼恕）に関する記事も見える。また、幕末の二條斎敬が関白宣下を受けた際の文書、新嘗祭に参加した際の一括文書等もあり、なかでも小除目については他の摂関家よりの同意書があるなど、他家では見られない文書が多い。

他に、中和門院・新上西門院・妙功德院（二條綱平室、靈元天皇（靈女）等の仏事の記録、二條斎信の凶事御用留、遺品分帳、禁中への御年玉・御中元献上の記録、紙背文書ながら道中人馬駄賃帳などもあり、内容の多彩な文書群と言える。

〔昭和五十二年九月、東京本郷の柏林社より購入〕

### (五) 「竹内家旧蔵文書」

公家のうち、半家に列せられる竹内家の文書である。総数一八点。口宣案と消息宣下等、ほとんどが叙位任官関係のものである。

このうち、飛鳥井家・難波家よりの蹴鞠関係の免許の消息などもあるが、昇殿・叙位・除服出仕・改名等の事が、いずれも消息宣下によつて行われていたことがわかる文書群である。

〔昭和五十二年十月、東京上野の文行堂より購入〕

#### (六) 「竹屋家旧蔵文書」

公家のうち、名家に列せられた竹屋家の文書である。総数九点のうち、文笛及び一点を除いた他の七点は全て嘉永七年（一八五四）四月八日の内裏焼亡と、それにもなう問合せ、遷幸、通知等の回覧文書である。内裏焼亡時の混乱ぶり、幕府による造営に至るまでの状況が実感として伝わってくる文書である。これらは、筆者が竹屋光有あるため、回覧し終わつた文書が竹屋家に戻つて残されたものである。

公家もそれぞれの家格・職掌などにより何家かずつ一組となつて連絡網を作つていたが、これは、その実際の連絡がどのように行われていたかを知ることができる文書である。回覧した先は文書によつて異なるが、清岡・勘解由小路・西小路・北小路・澤・桑原・油小路・武者小路・梅園・樋口・小倉・三室戸・交野・日野西・吉田・東坊城・岡崎・高松・裏松などの家々である。

〔昭和五十一年十二月、京都丸物百貨店古書展にて購入〕

#### (七) 「藤波家旧蔵文書」

神宮の祭主を世襲してきた公家の藤波家の文書である。天文七年（一五三八）藤波朝忠造皇太神官使補任、元亀三年（一五七二）藤波慶忠除服出仕、天正五年（一五七七）藤波慶忠神祇權大副転任の口宣案三通である。このうち天文七年の用紙は、宿紙が払底していなか白紙を薄墨色に染めたかと思われるもので、その時代を偲ばしめるものがある。

#### (八) 「大内記局文書」

大内記に任じられることを例とする公卿の家に伝来した文書と思われるが、詳細不明のため大内記局文書としている。ほとんどが叙位の口宣案とその発給にともなう消息等五七点の文書であるが、口宣案にはいずれも端裏書の「口宣案」と「銘」といわれる上卿の官名が書かれていないため、藏人が作成し上卿へ伝宣したものを作らしめるために、さらに大内記に伝宣したものであろう。

このうちには、入道一品盈仁親王に対し准三宮、封戸千戸を賜うもの、入道公廷親王を一品に叙するもの、將軍徳川家治御台所倫子女王に従一位を贈るものの他、僧侶に禪師号を諡るもの七点、神社に位記を授けるもの五点等、興味深い文書が多い。

また、これらには付属する伝宣消息、位記差出の日時、場所を示した別紙等もあり、口宣案発給の段階がわかる文書である。

〔昭和六年頃、千葉県浦安市の中沢書店より購入〕

#### (九) 「伏見宮旧蔵文書」

江戸時代の伏見宮の家領は、山城国内で一〇二二石、乙訓・紀伊・愛宕・葛野の各郡一三ヶ所に散在していた。この文書は、そのうち聚楽廻といわれる現在の京都市内西部にあつた家領の年貢収納と御救米の請書を主とする文書群である。幕末の「親王撰家以下家領由緒帳」（内閣文庫所蔵）によると、聚楽廻の所領は、「貳百七拾

〔昭和五十一年頃、東京上野の文行堂より購入〕

「武石八斗四升八勺」と「五拾八石五斗壹升九合三勺」の二筆あり、

併せると三百三拾壹石余で、家領では最も大きく、全体の約三分の一を占めていた。茲には、庄屋として菅忠次郎がおり、年貢収納等

の実務は、その手によって行われていたようである。

これら年貢関係の文書の他、借銀・地代・上納銀に関する願書等もあり、官家領經營の実態を解明する上で興味深い内容をもつ文書群と思われる。

〔昭和五十二年九月、東京本郷の柏林社より購入〕

#### (十) 「中川家旧蔵文書」

豊後国岡城主であった中川家の伝来で、江戸時代中期の当主久忠の叙位任官に関する一括文書である。公卿の家では、幼時の叙爵に始まり、位階・役職共に家例により数年毎に昇つていくため、それらの宣旨・や口宣案等も多数になり、なかには日記に貼り継いで書式の参考とする場合もあったが、武家の叙任はほとんどの場合、生涯一度だけであったため、その文書は、家にとって重要なものであり、大切に扱われていた。これらは、幕府の奏請により、京都で調べられた後、江戸へ伝達されるので、この文書にも口宣案・宣旨・位記の他、事に当たった上卿・職事の名を書き出した折紙、伝達の際に付けられていたと思われる掛紙、下ヶ札等も一括して残され、また、包紙、黒漆塗の箱、それらを包んだ絹布、搔合塗の外箱もあって、いかに大切に扱われてきたかがわかる資料的にも興味深いものである。

#### (十一) 「徳川吉宗領知朱印状他」

〔讀岐国丸亀城主京極若狭守高或の享保二年（一七一七）八月十一日、將軍徳川吉宗襲職にともない発給された領知朱印状と、同月十八日付領知目録の写しである。領知朱印状と領知目録は、將軍代替わりでの更新に際し、本紙と写しを差し出し、後に写しが返却されることになっていたので、この文書も京極家で作成された写しであろう。領知目録の包紙には京極家の蔵書票が貼付されている。〕

この他、江戸時代後期の丸亀藩士瀬山登の文書五点がある。瀬山登は、大目付・勘定奉行・物頭・江戸留守居役等を歴任し、江戸在役中には金毘羅参詣客の誘致、新堀築港の造成、丸亀団扇の創製等に力を尽くしたと伝えられており、又、蔵書家で、その多くは自ら書写したものであつたといわれる。この五点のうち、四点は自筆の日記・覚書で、残る一点は親族と思われる者の故実口伝書である。

〔昭和六十年頃、東京神田の東京古書会館古書即売会にて購入〕

#### (十二) 「日柳燕石関係書」

〔讀岐の勤王家日柳燕石の著書六件（一二三點）である。このうち、燕石の生前に刊行されたものは部数も少なく、その残存は少なく、没後遺族によつて刊行された「呑象楼遺稿」ですら、地元である香川県内にも所蔵しているところは少ないようである。又、「後落葉序」一巻は、安政二年（一八五五）夏、酒席で森田節斎と芝居につ

〔昭和五十九年六月、京都の藤井文政堂より購入〕

いて語り、その著に付した序文を、大正七年（一九一八）に香川県出身の兵庫県知事清野長太郎が刊行した影写本である。いずれも流布の少ないものと言える。

〔昭和六十年頃、東京神田の東京古書会館古書即売会にて購入〕